

戦略的イノベーション創造プログラム（S I P）第3期  
「スマート防災ネットワークの構築」推進委員会の設置について（案）

令和5年9月11日

内閣府科学技術・イノベーション推進事務局

## 1 趣旨

「科学技術イノベーション創造推進費の基本方針」（平成26年5月23日、総合科学技術・イノベーション会議決定、令和4年12月23日最終改正）及び「戦略的イノベーション創造プログラム運用指針」（平成26年5月23日ガバニングボード決定、令和5年5月18日最終改正）に基づき、戦略的イノベーション創造プログラム（S I P）第3期の課題である「スマート防災ネットワークの構築」の推進に当たり、「社会実装に向けた戦略及び研開発計画」（以下「戦略及び計画」という。）の作成や実施等に必要な調整等を行うため、「スマート防災ネットワークの構築」推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

## 2 検討事項

推進委員会は、当該課題の戦略及び計画の策定及び改定や実施等に必要な調整等を行う。具体的には、以下について検討を行う。

- ① 社会実装に向けた戦略に関すること。
  - ・技術だけでなく、事業、制度、社会受容性、人材の5つの視点での戦略
  - ・実用化・事業化戦略及びSIP終了後のエグジット戦略
  - ・民間企業の参画・活動を促すインセンティブ、マッチングファンド条件
- ② 実施内容、目標に関すること。
  - ・知財戦略・標準化戦略
  - ・社会実装に向けた戦略に対する各研究開発テーマの内容、目標の整合性
- ③ 体制に関すること。
  - ・府省庁連携・産官学連携
  - ・課題内テーマ間連携
  - ・課題間連携
  - ・データ連携
- ④ マネジメント、成果の管理・活用に関すること。
  - ・5つの視点でのReadiness Level（XRL）での進捗管理
  - ・課題内のデータマネジメントプランに基づくデータ管理
  - ・成果の対外発信
- ⑤ B R I D G Eの関連分野の各省庁施策に対する提案、助言及び支援に関すること。
- ⑥ その他、「スマート防災ネットワークの構築」の推進に際して必要な事項。

### 3 構成および運営

- (1) 推進委員会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) 推進委員会の委員長は、プログラムディレクターが務める。
- (3) 推進委員会は、委員長が召集する。
- (4) 委員長は、必要があると認めるときは、推進委員会の構成員の参加対象を限定し、また、推進委員会の構成員以外の者をオブザーバとして推進委員会に出席させることができる。
- (5) 推進委員会における調整が不調の場合には、最終的な判断は委員長が事務局と相談の上、行う。
- (6) 上記のほか、推進委員会の運営に必要な事項は、委員長が内閣府と相談の上、定める。

### 4 設置期間

令和5年4月1日から事業終了時まで。

### 5 事務局

推進委員会の事務局は、内閣府科学技術・イノベーション事務局課題担当グループが務める。